

県民参加型予算「みんなでつくるか みえの予算」実施要綱

1 実施目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、世界の人・モノの動きが大きく制限されており、徐々に各国の経済活動が再開されつつあるものの、感染症の第2波への懸念もあり、順調に正常に向かうか予断を許さない状況にある。

このような中、新型コロナウイルス感染症がもたらしたさまざまな影響をふまえ、県民の命と健康を守りつつ、暮らしと経済を再生し、活性化していくために取り組む「みえモデル」を効果的に実施し、将来にわたり三重を明るく未来へと導くために必要な取組について、県民の皆さんはもとより、国内外から幅広くご提案をいただくために「みんなでつくるか みえの予算」（略称：みんつく予算）を実施する。

2 募集テーマ

みんつく予算～感染症防止対策と社会経済活動を両立しながら、三重を明るい未来へと導くアイデア～

「これからも続く新型コロナウイルス感染症の脅威の中で、社会経済活動への影響を最小限にした上で、どのように県民の命と健康を守り抜くのか。そして、感染症がもたらした価値観やライフスタイルの変化をふまえながら、どのように傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図っていくのか」など、県が取り組むべき中長期的な課題に対応できる事業について、次の6つのカテゴリからアイデアを募集する。なお、1事業につき、概ね1,000万円以内とする。

- ① 県民の命を守り抜く感染拡大の防止
- ② 雇用の維持と新しい働き方
- ③ 地域経済の再生と進化
- ④ 安全・安心な暮らしの再構築
- ⑤ 分断と軋轢からの脱却
- ⑥ 新たな人材育成への転換

※募集事業から除外するもの

次のアからケまでのいずれかに該当すると認められるものは、募集事業から除外する。

- ア テーマに該当しないもの
- イ 事業実施が不可能なもの
- ウ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- オ 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの

- カ 公序良俗に反するもの
- キ 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの
- ク 提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- ケ その他、三重県が実施する事業としてふさわしくないもの

3 提案者

(1) 提案者の要件

年齢・居住地を問わず、どなたでも応募可能とする。また、単独でも複数名のグループでも提案者となることができる。

(2) 提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

4 提案方法

提案者は、別紙応募様式に必要事項を記入の上、三重県電子申請・届出システム、メール又は郵送等により総務部財政課に送付する。

5 審査方法

(1) 事業提案の審査

事業提案の受付終了後、所管部局において提案の内容を審査し、事業構築の参考とする。なお、提案の内容や趣旨を尊重しつつ、必要に応じて所管部局において修正・変更を行う場合がある。

(2) 事業提案の審査の視点

提案内容の審査は次のアからオまでの視点により実施する。

ア 手段の有効性

- ・現状や課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか

イ 事業の効果

- ・提案事業を行うことで、県民に対して大きな効果が見込まれるか
- ・県内に広域的に効果が波及するものであるか

ウ 新たな発想の活用

- ・Society5.0、SDGs、スマート改革等の新しい未来を実現するために求められる視点を有するものであるか

エ 緊要性

- ・新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、令和3年度に直ちに事業に取り組む必要があるか

オ 効率性

- ・事業規模、水準、手法は適切なものとなっているか
- ・想定される業務量が過大ではないか

6 投票

(1) 投票対象

「選定候補案」に基づき所管部局において構築した事業に対し、県民の皆さんによる投票と意見募集を実施する。

(2) 投票者の要件

投票を行う時点において、満16歳以上であり三重県内に住所を有する者。

(3) 投票者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、投票者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

(4) 投票方法

三重県電子申請・届出システム、メール又は郵送等により行う。

(5) 投票回数

1人あたり1回とし、3事業まで投票することができる。また、投票者は、投票する事業に対し意見を付すことができる。

7 事業の選定

県民の皆さんによる投票結果と意見内容を総合的に判断し、予算総額の範囲内で知事が事業を選定する。

8 結果の公表

実施する事業は、予算の発表時に知事が公表する。なお、提案内容の採択結果や評価などに対する個別の回答は行わない。

9 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て三重県に帰属するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。